

役員及び評議員の報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は社会福祉法人みなみ会の定款で定める第8条及び第21条に基づき役員及び評議員の報酬について規定する。

(理事会及び評議会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	0 円	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議会出席報酬等	0 円	5,000 円

3 監事が監査を行う場合、次により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
監査時報酬等	0 円	5,000 円

4 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合にはその実費とする。

(規程の変更)

第3条 この規定の変更は評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は平成29年6月14日から施行する。